

泉佐野市における男女共同参画推進条例（仮称）策定について

1. 条例策定の目的

- ・男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本姿勢の表明
- ・男女共同参画の視点に配慮された施策の確立
- ・社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応
- ・男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識高揚

2. 条例策定主体

泉佐野市市長公室人権推進課

3. 社会的背景及び本市の状況

○社会情勢

少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来、価値観の多様化など社会情勢はめまぐるしく変化しており、特に、女性をとりまく環境は、ストーカー事件やDV（ドメスティック・バイオレンス）、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの事件が後を絶たず、依然として厳しい状況が続いている。他方で、政府主導のもと我が国の経済成長の柱の一つとして「女性の社会活躍」が推し進められている。地方自治体は、すべての男女が、「仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）」の理念に基づき、仕事、家庭や地域生活など人生の各段階において多様な生き方が選択、実現できる男女共同参画社会の実現に向け行政各機関を横断する総合的な連携体制が求められている。

○本市の状況

本市の現状も例外ではなく、「いずみさの女性センター」を男女共同参画の拠点施設として男女共同参画に関する情報の収集・提供、啓発講座の実施、市民活動グループとの協働・人材育成等をはじめ相談事業や女性のための就労支援業務を実施しているが、平成22年度の「泉佐野市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からは、依然としてあらゆる世代において男女ともに根強い固定的な性別役割分担意識が残っていることや男女共に「仕事」、「家庭や地域活動」、「個人の生活」をともに優先させたい希望が高いにも係らず「仕事」を優先せざるを得ない現実が読み取れているため、「仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の理念をより一層推進していく必要がある。

4. 条例策定期間

2015年7月から2016年9月を目途

5. 行程案

○平成26年度

泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会にて男女共同参画条例策定の賛同、承認

(27. 3. 25 (水))

○平成27年度

7月 泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 (27. 7. 23 (木))

～9月 条例検討部会 委員依頼

条例素案の作成 (事務局)

10月～12月 条例検討部会の開催、泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会の開催

男女共同参画推進会議の開催

1月～ 2月 パブリックコメント募集

○平成28年度

5月 パブリックコメント集約

6月～8月 条例検討部会の開催、
泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会の開催（素案承認）
男女共同参画推進会議の開催(素案承認)

9月 議会上程

(参考) 泉佐野市 男女共同参画のあゆみ

1989 (平成 元) 年	市長公室企画課 (現: 政策推進課) に女性政策担当主幹を配置
	「泉佐野市女性政策推進会議」、「泉佐野市女性問題懇談会」の設置
1990 (平成 2) 年	「泉佐野市女性問題についての意識調査」の実施
1991 (平成 3) 年	人権啓発課 (現: 人権推進課) に女性政策係を設置
	女性政策行動計画「いずみさの女性プラン21」策定
1993 (平成 5) 年	「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす 条例」施行
	泉佐野市女性問題懇談会より「女性センター (仮称) 建設についての基 本的な考え方」提言
1997 (平成 9) 年	いずみさの女性センター開設
1998 (平成 10) 年	「改訂いずみさの女性プラン21」策定
2001 (平成 13) 年	「泉佐野市女性問題懇談会」を「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 男女共同参画推進計画策定部会」に移行
	「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 男女共同参画推進計画策定部 会」解散
2002 (平成 14) 年	「女性政策推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改称
	「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 実施計画」策定
	「女性政策係」を「男女共同参画係」に改称
2006 (平成 18) 年	「改訂泉佐野市男女共同参画すいしん計画 (改訂人ひとプラン)」策定
2012 (平成 24) 年	「第2次いずみさの男女共同参画行動計画 (第2次人ひとプラン)」策定